

新 学 則

西南学院大学学則

(1949(昭和24)年4月1日制定)

一部改正	1950(昭和25)年4月1日	1979(昭和54)年4月1日	1999(平成11)年4月1日
	1951(昭和26)年4月1日	1980(昭和55)年4月1日	2000(平成12)年4月1日
	1953(昭和28)年4月1日	1981(昭和56)年4月1日	2001(平成13)年4月1日
	1954(昭和29)年4月1日	1982(昭和57)年4月1日	2002(平成14)年4月1日
	1955(昭和30)年4月1日	1983(昭和58)年4月1日	2003(平成15)年4月1日
	1956(昭和31)年4月1日	1984(昭和59)年4月1日	2004(平成16)年4月1日
	1962(昭和37)年4月1日	1985(昭和60)年4月1日	2004(平成16)年7月1日
	1964(昭和39)年4月1日	1986(昭和61)年4月1日	2005(平成17)年4月1日
	1965(昭和40)年4月1日	1987(昭和62)年4月1日	2005(平成17)年7月1日
	1966(昭和41)年4月1日	1988(昭和63)年4月1日	2006(平成18)年4月1日
	1967(昭和42)年4月1日	1988(昭和63)年7月6日	2006(平成18)年11月27日
	1968(昭和43)年4月1日	1989(平成元)年4月1日	2007(平成19)年4月1日
	1969(昭和44)年4月1日	1989(平成元)年7月1日	2008(平成20)年4月1日
	1970(昭和45)年4月1日	1990(平成2)年4月1日	2009(平成21)年4月1日
	1971(昭和46)年4月1日	1991(平成3)年4月1日	2009(平成21)年5月25日
	1972(昭和47)年4月1日	1991(平成3)年10月1日	2010(平成22)年4月1日
	1973(昭和48)年6月20日	1992(平成4)年4月1日	2011(平成23)年4月1日
	1973(昭和48)年10月24日	1993(平成5)年1月13日	2011(平成23)年7月1日
	1974(昭和49)年4月1日	1993(平成5)年4月1日	2012(平成24)年4月1日
	1975(昭和50)年4月1日	1994(平成6)年4月1日	2013(平成25)年4月1日
	1975(昭和50)年9月12日	1995(平成7)年4月1日	2014(平成26)年4月1日
	1976(昭和51)年4月1日	1996(平成8)年4月1日	2015(平成27)年4月1日
	1977(昭和52)年4月1日	1997(平成9)年4月1日	2016(平成28)年4月1日
	1978(昭和53)年4月1日	1998(平成10)年4月1日	2017(平成29)年4月1日

第1章 総則

第1節 目的

第1条 西南学院大学(以下「本学」という。)は、キリスト教を教育の基本理念とし、深遠な学術研究とそれに立脚した教育を基盤に、学術文化の向上に寄与するとともに、地域、日本、そして世界に貢献できる教養豊かで深い専門知識と創造性を備えた人材を育成することを目的とする。

(1) 神学部

神学部は、聖書やキリスト教思想・哲学・芸術を中心とする学びを通して、キリスト教精神の本質を究明するとともに、この精神を担い、日本、そして世界の精神文化の形成、倫理・道徳の向上、平和と福祉の促進に貢献する人間を育成するために、「神学コース」と「キリスト教人文科学コース」の2コースを置き、キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人、並びにキリスト教精神を基盤として社会に貢献する人を養成することを目的とする。

(2) 文学部

文学部は、英語とフランス語に関する語学的知識の修得や実践的運用能力の養成を重視し、言語の本質や機能、英語圏やフランス語圏の文学・文化・社会のあり方、人間関係、等について豊かな識見を養うことによって、グローバルな視野に立って日本のみならず世界で活躍できる人材の育成を目的とする。

この目的のもとに、「英文学科」、「外国語学科英語専攻」、「外国語学科フランス語専攻」を置き、異なった社会・思想・人間のあり方を多様な観点から総合的に理解しつつ自己認識を深め、幅広い教養と高い見識、旺盛な知的好奇心、自発性と創造性、等を涵養するよう努める。

① 英文学科

英文学科は、英語、英米文学・文化の教育・研究を通して、実践的な英語運用能力、広く深い教養と専門知識、豊かな感性と想像力、等を陶冶することに努め、グローバル化した社会の要請に応じうる人材を育成することを目的とする。

② 外国語学科英語専攻

外国語学科英語専攻は、英語学・英語教育、コミュニケーション学、ビジネス英語を教育・研究の柱とし、実践的な英語運用能力の育成を図るとともに、英語と文化や社会との関係を学び、英語の特性を科学的に分析する能力を涵養し、社会の発展に寄与する自発的で創造性豊かな人材を育てることを目的とする。

③ 外国語学科フランス語専攻

外国語学科フランス語専攻は、実践的なフランス語運用能力の育成を基礎として、より総合的で創造的なコミュニケーション能力の修得へと導きながら、言語を取り巻く社会や文化のありようを理解し、自己と異なる他者を発見してこれと積極的に対話を行ない、国際化・情報化する世界の中で知的行動力をもって活躍しうる人材を育成することを目的とする。

(3) 商学部

商学部は、建学の精神に基づいて、高い倫理観と深い思考力を備えたビジネス・パーソンの育成を目的とする。具体的には、キリスト教学・商学・会計学・経営学・経営情報学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、経済社会に生起する問題の本質を正しく認識し、高度な倫理観に支えられた論理的な思考力をもって、新たな環境を積極的に創造する志の高いビジネス・パーソンを育成することで、広く社会への貢献を目指す。

① 商学科

商学科では、商学と会計学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、商取引に関する正しい理解を深めさせる。モノとカネの効率的配分や円滑な流通を目的とする商学と企業成果の計算・公表を目的とする会計学について教育することで、問題設定能力とその解決能力を有するとともに、経済社会に柔軟に対応でき、かつ、高い倫理観と高度な専門知識を身に付けたビジネス・パーソンの育成を目指す。

② 経営学科

経営学科では、経営学と経営情報学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、企業経営に関する正しい理解を深めさせる。現代の経済活動の重要な一翼を担っている企業の経営について、思想・戦略・組織・ヒト・モノ・カネ・情報・国際・環境などの観点から多面的に教育することで、高度な倫理観・理解力・構想力・表現力及び対人関係形成能力を備えた優れたビジネス・パーソンの育成を目指す。

(4) 経済学部

経済学部の理念は、経済学の基本的知識と特有の思考法を基礎とした、現代社会を生き抜く力の涵養であり、教育の目的は、社会における重要問題の所在を自ら発見し、それに関して必要となる事項を自ら調べる能力、そして、その結果を簡潔かつ明瞭に報告し、さらに問題に的確に対処できる能力を身に付けさせることを基礎として、社会の変動を正確に理解し、その展開過程に積極的に参画できる企業人、公務員その他の社会人を養成することにある。

① 経済学科

経済学科は、経済学の理論体系、実証分析、政策分析、経済の歴史的分析及び現実経済の把握に関する諸分野の科目を有機的かつ総合的に教授し、日本と地域社会を中心とした経済の仕組みの論理的構造と実態とを理解させるとともに、データを科学的に分析し、先入観にとらわれない合理的結論を導き出す経済学的思考方法を鍛錬することによって、種々の経済社会問題に対する実践的解決法を見出す能力を有する人材を育成することを目的とする。

② 国際経済学科

国際経済学科は、先入観にとらわれない合理的な経済学的思考方法の研鑽に加えて、国際社会の変化と国際経済及びビジネスのグローバル化の諸現象と相互の関連性、並びにそこから派生する諸問題の分析手法と対処方法立案の考え方を教授し、歴史・伝統・習慣・文化・宗教等の異なる諸外国との交流に役立つ語学力を基礎とした幅広い国際感覚を養成することによって、社会の国際化に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

(5) 法学部

法学部は、法学及び政治学の専門学智を基礎に、多様な価値観の理解と、批判的思惟の力を育み、変容する現代社会の秩序構成に寄与できる識見を養うことを目的とする。

① 法律学科

法律学科は、法学及び政治学の専門学智を修め、伶俐な識見を養うとともに、多様な価値観への理解を促し、公共の精神の涵養に努め、変容する現代社会に対する批判的思考力を育み、多方面にわたる社会活動に貢献できる人格の育成を図ることを目的とする。

② 国際関係法学科

国際関係法学科は、社会の国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を養い、普遍的な視野と共生の精神の涵養に努め、多様な活動の場において国際共同社会の課題に取り組み、異文化交流に貢献できる人格の育成を図ることを目的とする。

(6) 人間科学部

人間科学部は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて、幅広く高い教養と人間に関する諸分野の学術的成果を習得させることによって、人間の生涯に亘る成長と発達についての深い理解、他者を受容し共感する能力、並びに地域社会、わが国と世界についての主体的思考力と総合的な判断力をもった個人を育成するとともに、とりわけ教育、保育、福祉、心理の各分野において優れた働き手として貢献しうる専門家を養成することを目的とする。

① 児童教育学科

児童教育学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、教育・保育の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である保育士、幼稚園教諭、小学校教諭などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を生かして社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

② 社会福祉学科

社会福祉学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、社会福祉の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である社会福祉士、精神保健福祉士、保育士などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を生かして社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

③ 心理学科

心理学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、心理学の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、様々な事態において人の心を科学的に調査および分析できる専門的な知識技術をもつ人材を養成するとともに、人間関係調整能力等をもち、応用力を備えた人材を育成し、グローバルな視点から社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

(7) 国際文化学部

国際文化学部は、人類が今までに生み出し発展させてきた古今東西の文化を、地域文化、比較文化及び表象文化の視点から歴史的・総合的に捉え、地域と世界、文化と芸術に関する専門的知識と国際的かつグローバルな視野を持つことによって、地域社会及び国際社会に貢献し、現代世界において活躍する職業人及び文化の継承・発展と新たな文化の創造をなす学者・芸術家などを育成することを目的とする。

第2節 組織

第2条 本学に、次の学部、学科及び専攻を置く。

神学部	神学科
文学部	英文学科
	外国語学科
	英語専攻
	フランス語専攻
商学部	商学科
	経営学科
経済学部	経済学科
	国際経済学科
法学部	法律学科
	国際関係法学科
人間科学部	児童教育学科
	社会福祉学科
	心理学科

国際文化学部 国際文化学科

第2条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第2条の3 本学に、留学生別科を置く。

2 留学生別科の学則は、別に定める。

第3条 学生の収容定員を、次のとおり定める。

		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
神学部	神学科	10名		40名
文学部	英文学科	120名		480名
	外国語学科			
	英語専攻	120名		480名
	フランス語専攻	60名		240名
商学部	商学科	180名		720名
	経営学科	180名		720名
経済学部	経済学科	240名		960名
	国際経済学科	120名		480名
法学部	法律学科	315名		1,260名
	国際関係法学科	95名		380名
人間科学部	児童教育学科	100名		400名
	社会福祉学科	110名	10名	460名
	心理学科	120名		480名
国際文化学部	国際文化学科	180名		720名

第4条 本学の職制は、別に定める。

第5条 本学付属の研究所、図書館、博物館、西南コミュニティーセンター等の組織運営については、別に定める。

第6条 本学に、学部連合の教授会（以下「連合教授会」という。）及び各学部の教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

第6条の2 連合教授会は、学長及び専任の教授で構成する。

2 連合教授会には、専任の准教授及び講師を加えることができる。

3 院長、副院長及び宗教局長は、会議に出席し、かつ、表決に加わることができる。

4 連合教授会は、次に掲げる事項を処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

(1) 学則又は大学規程の改正

(2) 一般入試及びセンター試験利用入試による合否の判定

(3) 学生部長その他別に定める役職等の推薦

(4) その他教育研究に関する事項で、学長が必要と認めた事項

5 連合教授会に関するその他の事項は、別に定める。

第6条の3 学部教授会は、それぞれの学部にも所属する専任の教授で構成する。

2 学部教授会には、それぞれの学部にも所属する専任の准教授及び講師を加えることができる。

3 学部教授会は、それぞれの学部に関する次の事項を処理する。この場合において、第1号から第3号、第8号、第9号及び第11号の実施には、学長の承認を得ることとする。

(1) 専任教員の任免

(2) 学則又は大学規程のうち、当該学部に関する部分の改正の立案

(3) 学則又は大学規程に基づく諸規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 第6条の2第4項第2号に規定する入試以外の入試の合否の判定

(5) 退学、除籍、再入学、休学又は復学に関する事項

(6) 開講科目及び担当者の決定

(7) 卒業の判定

(8) 国内研究、在外研究その他学術研究に関する事項

(9) 学部長の推薦

(10) その他別に定める役職等の推薦又は承認

(11) その他教育研究に関する事項で、学長が必要と認めた事項

4 学部教授会に関するその他の事項は、別に定める。

第7条 各学部の学科及び専攻に、協議会を置く。

第7条の2 教職課程及び博物館学芸員課程に、協議会を置く。

第8条 本学に、一般教育委員会その他の委員会を置く。

2 本学に、宗教部会議、学生部会議及び教務部会議を置く。

3 本条の委員会及び会議の組織及び運営については、別に定める。

第9条 本学に、学生部を置く。

2 学生部の組織及び運営については、別に定める。

第10条 本学に、教務部を置く。

2 教務部の組織及び運営については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日及び休暇

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

西南学院創立記念日（5月15日）

第14条 休暇は、次のとおりとする。ただし、休暇期間は、必要に応じて変更することができる。

春季休暇 3月26日から4月4日まで

夏季休暇 7月11日から9月10日まで

冬季休暇 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要ある場合には、臨時休業を定めることができる。

第2節 教育課程、授業科目及び単位

第15条 授業科目は、各学部・学科・専攻に関する教育科目、教職に関する科目、博物館学芸員に関する科目及び司書教諭

に関する科目に分ける。

- 2 授業科目の編成は、別表第1で定める。
- 3 別表第1に掲げるもののほか、学部教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。
- 4 各学部・学科・専攻は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、その所属学生に他の学部・学科・専攻及び他大学の授業科目を履修させることができる。

第16条 授業科目を履修し、その試験に合格したのものには、その授業科目所定の単位を与える。

- 2 授業科目の単位は、別表第1に定めるところによる。
- 3 授業科目の履修の手続き、方法等は、履修規程で定める。

第17条 授業科目の単位算定の基準を、次のとおり定める。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。

第3節 修業年限

第18条 本学における修業年限は、4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者が、卒業に必要な単位を特に優秀な成績で修得したと当該学部教授会が認める場合には、早期卒業することができる。
- 3 学生は、8年を超えて、在学することはできない。ただし、休学の期間は、在学年限に算入しない。
- 4 3年次転入学者、編入学者又は学士入学者の修業年限は2年以上とし、2年次転入学者又は編入学者の修業年限は、3年以上とする。この場合、入学のとき決定した修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、休学の期間は、在学年限に算入しない。

第4節 履修、卒業及び学位授与

第19条 学生は、本学則及び別に定める履修規程に従って、在学期間中に所定の授業科目を履修し、その試験に合格し、次に掲げる単位を修得しなければならない。

神学部神学科	128 単位以上
文学部英文学科	128 単位以上
文学部外国語学科英語専攻	128 単位以上
文学部外国語学科フランス語専攻	128 単位以上
商学部商学科	128 単位以上
商学部経営学科	128 単位以上
経済学部経済学科	128 単位以上
経済学部国際経済学科	128 単位以上
法学部法律学科	130 単位以上
法学部国際関係法学科	130 単位以上
人間科学部児童教育学科	131 単位以上
人間科学部社会福祉学科	124 単位以上
人間科学部心理学科	124 単位以上
国際文化学部国際文化学科	128 単位以上

第20条 各学部・学科・専攻の授業科目については、次の各々の所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- (1) 神学部神学科は、神学コースの場合、専攻科目から60単位以上、専攻科目及び関連科目から22単位以上計82単位以上、共通科目から46単位以上を修得しなければならない。ただし、共通科目については、キリスト教学からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、人文科学、社会科学及び自然科学からそれぞれ4単位以上、さらにキリスト教学、人文科学、社会科学及び自然科学から16単位以上、スポーツ科学からスポーツ実習2単位、外国語から英語4単位以上を含めて2言語以上にわたり12単位以上（同一言語について4単位以上）を修得しなければならない。

キリスト教人文科学コースの場合、専攻科目から44単位以上、専攻科目及び関連科目から38単位以上計82単位以上、共通科目から46単位以上を修得しなければならない。ただし、共通科目については、キリスト教学からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、人文科学、社会科学及び自然科学からそれぞれ4単位以上、さらにキリスト教学、人文科学、社会科学及び自然科学から16単位以上、スポーツ科学からスポーツ実習2単位、外国語から英語4単位以上を含めて2言語以上にわたり12単位以上（同一言語について4単位以上）を修得しなければならない。

- (2) 文学部英文学科は、専攻科目70単位以上、共通科目から20単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上を修得しなければならない。ただし、共通科目については、キリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、人文科学、社会科学及び自然科学からそれぞれ4単位以上、外国語のうちドイツ語、フランス語または日本語の初級4単位を修得しなければならない。
- (3) 文学部外国語学科英語専攻は、専攻科目から70単位以上、共通科目から20単位以上、さらに専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上修得しなければならない。ただし、共通科目については、キリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、人文科

- 学、社会科学及び自然科学からそれぞれ4単位以上、外国語から同一外国語初級4単位を修得しなければならない。なお、4年次以上において、演習または演習に代わる科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
- (4) 文学部外国語学科フランス語専攻は、専攻科目から70単位以上、共通科目から20単位以上、さらに専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上修得しなければならない。ただし、共通科目については、キリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、人文科学、社会科学及び自然科学からそれぞれ4単位以上、外国語から英語4単位、又は同一外国語初級4単位を修得しなければならない。
- (5) 商学部商学科は、専攻科目から76単位以上、関連科目又は専攻科目から16単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目、関連科目又は共通科目から8単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目の修得において、基礎部門から14単位以上、主専攻（商学部門又は会計学部門の中から選択した一つの部門）から28単位以上、副専攻（商学部門、会計学部門、経営学部門、経営情報学部門の中から選択した主専攻以外の一つの部門）から20単位以上、基礎部門及び主専攻、副専攻で単位修得した科目以外から14単位以上修得しなければならない。また、共通科目の修得において、キリスト教学からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位及び自然科学から4単位以上、外国語から第一外国語8単位及び第二外国語4単位以上を修得しなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目8単位以上を修得しなければならない。
- (6) 商学部経営学科は、専攻科目から76単位以上、関連科目又は専攻科目から16単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目、関連科目又は共通科目から8単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目の修得において、基礎部門から14単位以上、主専攻（経営学部門又は経営情報学部門の中から選択した一つの部門）から28単位以上、副専攻（商学部門、会計学部門、経営学部門、経営情報学部門の中から選択した主専攻以外の一つの部門）から20単位以上、基礎部門及び主専攻、副専攻で単位修得した科目以外から14単位以上修得しなければならない。また、共通科目の修得において、キリスト教学からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位及び自然科学から4単位以上、外国語から第一外国語8単位及び第二外国語4単位以上を修得しなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目8単位以上を修得しなければならない。
- (7) 経済学部経済学科は、専攻科目から76単位以上、関連科目及び専攻科目から24単位以上、共通科目から24単位以上、そのうち「キリスト教学」科目からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、「人文科学」科目から4単位以上、「社会科学」科目から4単位以上、「自然科学」及び「スポーツ科学」科目から4単位以上、「外国語」科目の必修外国語から8単位以上（いずれか1言語8単位以上、又は2言語にわたってそれぞれ4単位以上、計8単位以上）を修得しなければならない。さらに専攻科目、関連科目及び共通科目から4単位以上を修得しなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目8単位以上を修得しなければならない。
- (8) 経済学部国際経済学科は、専攻科目から76単位以上、関連科目及び専攻科目から24単位以上、共通科目から24単位以上、そのうち「キリスト教学」科目からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、「人文科学」科目から4単位以上、「社会科学」科目から4単位以上、「自然科学」及び「スポーツ科学」科目から4単位以上、「外国語」科目の必修外国語から8単位以上（いずれか1言語8単位以上、又は2言語にわたってそれぞれ4単位以上、計8単位以上）を修得しなければならない。さらに専攻科目、関連科目及び共通科目から4単位以上を修得しなければならない。なお、4年次以上において、専攻科目8単位以上を修得しなければならない。
- (9) 法学部法律学科は、専攻科目から78単位以上、関連科目及び専攻科目の中から8単位以上、共通科目から28単位以上を修得し、さらに、専攻科目、関連科目及び共通科目の中から16単位以上を修得しなければならない。ただし、共通科目については、「キリスト教学」科目、「人文科学」科目、「社会科学」科目、「自然科学」科目及び「スポーツ科学」科目の中から、キリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位のほかに12単位以上修得し、かつその12単位の中に「自然科学」又は「スポーツ科学」の科目を4単位以上含むこと。また「外国語」科目から、英語4単位以上、英語以外の外国語4単位以上を含めて8単位以上を修得しなければならない。なお、4年次以降において、専攻科目、関連科目及び共通科目の中から6単位以上を修得しなければならない。
- (10) 法学部国際関係法学科は、専攻科目から78単位以上、関連科目及び専攻科目の中から8単位以上、共通科目から28単位以上を修得し、さらに、専攻科目、関連科目及び共通科目の中から16単位以上を修得しなければならない。ただし、共通科目については、「キリスト教学」科目、「人文科学」科目、「社会科学」科目、「自然科学」科目及び「スポーツ科学」科目の中から、キリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位のほかに12単位以上修得し、かつその12単位の中に「自然科学」又は「スポーツ科学」の科目を4単位以上含むこと。また「外国語」科目から、英語6単位以上、英語以外の外国語4単位以上を含めて12単位以上を修得しなければならない。なお、4年次以降において、専攻科目、関連科目及び共通科目の中から6単位以上を修得しなければならない。
- (11) 人間科学部児童教育学科は、専攻科目から80単位以上、共通科目から39単位以上、そのうち「キリスト教学」科目からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、「人文科学」科目から8単位以上、「社会科学」科目から8単位以上、「自然科学」科目から8単位以上、「外国語」科目から8単位以上、「スポーツ科学」科目からスポーツ実習Ⅰ1単位、スポーツ実習Ⅱ1単位及びスポーツ理論Ⅰ・Ⅱから1単位以上を修得しなければならない。さらに関連科目及び共通科目から12単位以上を修得しなければならない。
- (12) 人間科学部社会福祉学科は、専攻科目から90単位以上、共通科目から26単位以上を修得しなければならない。ただし、共通科目については、「キリスト教学」科目からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、「人文科学」科目4単位以上、「社会科学」

科目から4単位以上、「自然科学」科目から4単位以上、「スポーツ科学」科目のスポーツ実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳから2単位以上、「外国語」科目から8単位以上（英語、フランス語、ドイツ語、日本語、中国語から1言語8単位以上）を修得しなければならない。さらに関連科目及び共通科目から8単位以上を修得しなければならない。

(13) 人間科学部心理学科は、専攻科目から80単位以上、関連科目から6単位以上、共通科目から38単位以上を修得しなければならない。ただし、共通科目については、「キリスト教学」科目からキリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、「人文科学」・「社会科学」・「自然科学」から23単位以上（ただし、「人文科学」科目から2単位以上、「社会科学」科目から4単位以上、「自然科学」科目から4単位以上を含む。）、「スポーツ科学」科目からスポーツ実習Ⅰ1単位、スポーツ実習Ⅱ1単位及びスポーツ理論Ⅰ・Ⅱから1単位以上、「外国語」科目から英語4単位及び英語・フランス語・ドイツ語の3言語のうち、いずれか1言語4単位（ただし、フランス語、ドイツ語については、初級Ⅰ・Ⅱ4単位を修得すること。）、合計8単位以上を修得しなければならない。

(14) 国際文化学部国際文化学科は、専攻科目から78単位以上、共通科目から34単位以上を修得し、さらに専攻科目、関連科目及び共通科目から16単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目の「コース専攻部門」については、文化史4単位を含む12単位を自己の所属するコースから修得しなければならない。共通科目については、キリスト教学Ⅰ・Ⅱ4単位、人文科学、社会科学及び自然科学から12単位以上、スポーツ理論1単位、スポーツ実習1単位、第一外国語10単位、第二外国語6単位以上を修得しなければならない。

第20条の2 第18条第2項の早期卒業を希望する者は、前条に定める卒業要件を3年次終了時まで満たさなければならない。

第21条 外国語科目については、母語を外国語科目として選択履修することはできない。第一外国語、第二外国語の区分のある学部・学科・専攻においては、第一外国語科目1外国語のみが開設されている場合、それが母語となっているものは、第二外国語科目として開設されている外国語(ラテン語を除く。)のうちから、1外国語を選択し、第一外国語科目として履修するものとする。

第22条 削除

第23条 卒業論文は、あらかじめ指導教授の同意を得て届け出た題目について作成し、卒業年次の所定の期日までに提出しなければならない。

第24条 試験は、履修規程で定めるところに従って、あらかじめ履修届を提出して履修した科目でなければ、これを受けることができない。

第25条 試験は、毎年2回、学期の終わりに施行する。

2 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。

第26条 試験の成績は、S、A、B、C及びDであらわし、S、A、B及びCを合格とする。

第27条 4年以上在学し、本節の規定及び履修規程に定めるところに従って、それぞれの学部・学科・専攻において、所定の単位を修得した者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、3年以上在学した者が、卒業に必要な単位を特に優秀な成績で修得したと当該学部教授会が認める場合には、卒業証書・学位記を授与することができる。

第28条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部・学科・専攻及び専攻科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	教員の免許状の種類	免許教科
神学部	神学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種〃	宗教
文学部	英文学科 外国語学科英語専攻	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種〃	英語
	外国語学科フランス語専攻	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種〃	フランス語
商学部	商学科 経営学科	高等学校教諭一種〃	商業
		中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種〃	地理歴史 公民
経済学部	経済学科 国際経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種〃	地理歴史 公民
法学部	法律学科 国際関係法学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種〃	地理歴史 公民
人間科学部	児童教育学科	幼稚園教諭一種〃 小学校教諭一種〃	

	社会福祉学科	高等学校教諭一種〃	公民 福祉
国際文化学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種〃	地理歴史 公民
神学専攻科	神学専攻	中学校教諭専修〃 高等学校教諭専修〃	宗教
商学専攻科	商学専攻	高等学校教諭専修〃	商業
経済学専攻科	経済学専攻	中学校教諭専修〃	社会
		高等学校教諭専修〃	公民

第28条の2 人間科学部において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

第28条の3 博物館学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定めるところに従って、所定の単位を修得しなければならない。

第28条の4 司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）の定めるところに従って、所定の単位を修得しなければならない。

第29条 卒業した者には、西南学院大学学位規則により、学士の学位を授与する。

第5節 留学

第30条 学生は、学長の承認をうけて、在学中、外国の大学に留学し、学修することができる。

2 前項の留学の取扱いについては、別に定める。

第30条の2 学生は、在学中、外国の大学における本学主催の語学研修に参加し、学修することができる。

2 前項の学修の取扱いについては、別に定める。

第6節 入学資格

第31条 本学の第1年次に入学の資格を有する者は、次の各号の1に該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - カ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第7節 入学、休学、退学及び転入学

第32条 本学の入学期は、学年の始めとする。

第33条 入学志願者は、次の書類に検定料と写真を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 入学志願書
- (2) 調査書

2 検定料は、35,000円とする。ただし、大学入試センター試験を利用する入試の場合は、18,000円とする。

3 検定料の納付があった後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

4 併願及びインターネットによる出願の場合の検定料については、別に定める。

第33条の2 入学志願者に対しては、選抜の上、入学を許可する。

第34条 入学を許可された者は、誓約書及び保証書に所定の入学金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の誓約書には、所定の事項を記入した上、保証人が連署しなければならない。

第35条 保証人は、父母又は成年の親族でなければならない。

2 前項の保証人が遠隔の地に居る場合には、別に副保証人を立てなければならない。

3 副保証人は、福岡市又はその付近に居住し、独立の生計を営むものであって、本学から通知があれば、直ちに出頭できる者でなければならない。

第36条 保証人又は副保証人に、転籍、転居、能力喪失その他事故が生じたときは、直ちにその旨を通知し、新しい保証人を立てるなど、必要な処置をとらなければならない。

第37条 疾病その他やむを得ない理由のため、引き続いて2か月以上修学することができないときは、保証人連署の上、学長に願ひ出て、その許可を受けて、その学年又は学期中休学することができる。

2 疾病のため休学する場合には、医師の診断書を、前項の願書に添えなければならない。

3 休学を許可された者は、休学期間中の授業料、施設費及び教育充実費にかわる別表第4に掲げる在籍基本料を納付するものとする。ただし、新入生の前期分については、本項を適用しない。

4 第18条に定める修業年限を超えた者が休学した場合の取扱いについては、別に定める。

5 休学中の学生が、復学を願ひ出たときは、審議の上、これを許可することができる。疾病による休学の場合は、主治医及び学医の診断書を添付しなければならない。

6 休学期間は、通算して3年を超えることができない。なお、休学期間がこの期間を超える者は、除籍する。

第38条 疾病その他やむを得ない理由があれば、その理由を詳記して、保証人連署の上、学長に退学を願ひ出ることができる。

2 疾病のため退学しようとする場合には、医師の診断書を、前項の願書に添えなければならない。

第39条 前条によって退学を許可された者が、許可の日から2年以内に再入学を願ひ出たときは、審議の上、これを許可することができる。ただし、2年の終わりが学年の途中であるときは、次の年度の始めに許可することができる。

第40条 学生が転部又は転科を願ひ出たときは、選考の上、許可することができる。

第41条 他の大学から転学を希望する者があるときは、選考の上、その大学で修得した単位を認定して、転入学を許可することができる。

2 転入学者に対しては、他の大学で既に修得した単位のうち、本学で認定した単位数に応じて、本学に在学すべき期間を定める。

第41条の2 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者、又は専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）の本学への編入学については、前条の規定を準用する。

第42条 学士の学位を有する者が、さらに本学に入学を志願する場合には、選考の上、入学を許可することができる。

第42条の2 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

第8節 専攻科

第43条 学校教育法第91条に基づいて、本学に、神学専攻科神学専攻、商学専攻科商学専攻及び経済学専攻科経済学専攻を置く。

第44条 専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、その履修の課程について精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することによって、その能力をさらに高度に展開させることを目的とする。

第45条 専攻科の学生収容定員を、次のとおり定める。

入学定員

神学専攻科	神学専攻	10名
商学専攻科	商学専攻	10名
経済学専攻科	経済学専攻	10名

第46条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科の学生は、2年を超えて在学することはできない。ただし、休学の期間は、在学年限に算入しない。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。

第47条 専攻科に入学を志願する者に対しては、選考の上、入学を許可する。

第48条 専攻科においては、32単位以上を履修させる。

第49条 専攻科における授業科目の編成は、別表第2で定める。

2 別表第2に掲げるもののほか、学部教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第50条 専攻科の学生は、前条によって定められた授業科目を、別に定める履修規程に従って、履修しなければならない。

2 本節の規定に従って、32単位以上を修得した者には、修了証書を授与する。

第9節 選科生、科目等履修生、聴講生、委託学生及び外国人学生

第51条 本学において、選科生として学修することを志望する者があれば、選考の上、学修を許可することができる。

第52条 選科生として学修することを志願できる者は、本学の入学資格を有する者でなければならない。

2 選科生は、学長の許可を得た上、その専攻しようとするところに従って、授業科目を選択して履修しなければならない。

3 選科生が、その選択した授業科目を履修して、その試験に合格すれば、これに修了証書を授与する。

第53条 選科生については、本節の規定のほか、別に定める。

2 選科生については、本節の規定及び別に定めた規程のほかは、本科生に関する規定を準用する。

第54条 本学学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生が、その履修した授業科目について所定の課程を履修し、その試験に合格した場合には、授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第55条 本学学生以外の者で、1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として許可することがある。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

第56条 削除

第56条の2 削除

第57条 公共団体又はその他の公共的機関から委託学生の依頼があったときは、その資格や条件などについて審議選考の上、これに応ずることがある。

第58条 外国人で、本学に入学を志願する者があれば、その資格や条件などについて審議選考の上、入学を許可することがある。

第10節 公開講座

第59条 学校教育法第107条の定めるところに従って、夏季休暇中又は適時に、公開講座を開設することがある。

第11節 入学金及び授業料

第60条 入学を許可された者は、定められた期日までに、入学金を納付しなければならない。

2 入学金（入学年度のみ）は、次に該当する場合を除き200,000円とする。

(1) 本学卒業者の編入及び学士入学の入学金は、半額を免除する。

(2) 本学卒業者の専攻科の入学金は、全額を免除する。

(3) 本学卒業者以外の専攻科の入学金は、半額を免除する。

3 入学金の額は、社会事情によって増額又は減額することができる。

第61条 学生は、定められた期日までに、授業料、施設費、教育充実費等を納付しなければならない。

2 授業料、施設費及び教育充実費は、別表第3のとおりとする。

3 授業料の額は、社会事情によって、学年の途中でも増額又は減額することができる。

第61条の2 第18条に定める修業年限を超えた者は、卒業に必要な単位数を基準とした不足単位数に応じて、別表第5に掲げる授業料を納付するものとする。

2 前項に定める授業料については、上限額を設ける。

第62条 指定期日までに授業料、施設費、教育充実費等を納付しない者に対しては、登校を停止し、なお、これを納めない者は、除籍する。

2 指定期日は、次のとおりとする。

前期納入期限 4月30日（ただし、新入生については別に定める。）

後期納入期限 10月31日

第63条 授業料、施設費、教育充実費等は、本学に学籍がある間は、納付しなければならない。ただし、休学期間中は授業料、施設費及び教育充実費を徴収しない。

2 入学金、授業料、施設費、教育充実費等は、いったん納付した後は、返還しない。ただし、指定する期日までに入学辞退を届け出た者に対しては、入学金を除く授業料、施設費、教育充実費等を返還する。

第64条 専攻科生及び選科生の入学金、授業料、施設費、教育充実費等については、第60条から第63条までの規定を準用する。

第64条の2 科目等履修生及び聴講生は、定められた期日までに、受講料を納付しなければならない。

2 受講料は、次のとおりとする。

(1) 本学を卒業した者については、1単位につき12,000円

(2) 本学卒業者以外の者については、1単位につき18,000円

第12節 西南学院大学奨学金

第65条 品行方正かつ学業成績優秀の者で、経済的理由のため学業を続けることができない学生に対しては、審議選考の上、西南学院大学奨学金を給付又は貸与することがある。

第13節 賞罰

第66条 品行方正かつ学業成績優秀の者には、褒賞を授与することがある。

第67条 本学の学則又は訓育の趣旨に違背し、又は、学生心得に背く者は、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、謹慎、譴責、停学及び退学とする。

第68条 次の各号の1に該当する者は、退学処分にする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第69条 学生心得は、別に定める。

第14節 厚生施設

第70条 本学に学生寮を設け、教育を補充する。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第71条 本学に保健管理室を設ける。

2 保健管理に関する規程は、別に定める。

第3章 点検評価

第72条 本学は、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価(以下「点検評価」という。)を行う。

2 点検評価については、別に定める。

付 則

本学則は、1949(昭和24)年4月1日から実施する。

付 則 (1967(昭和42)年4月1日改正学則)

この改正学則は、1967(昭和42)年度第1年次生から適用する。ただし、第15条別表中、神学部の専門教育科目については、1967(昭和42)年度第4年次生から、商学部及び経済学部の専門教育科目(民法Ⅲを除く。)については、1967(昭和42)年度第2年次生から適用するものとし、また、第15条第3項の規定は、1967(昭和42)年度以降において在学する全学生に適用する。

付 則 (1968(昭和43)年4月1日改正学則)

この改正学則は、1968(昭和43)年度第1年次生から適用する。ただし、神学部専門教育科目、文学部英文学科関連科目中の比較文学、外国語学科関連科目中の英文学史・米文学史・国文学・フランス語科教育法及びフランス語科教育実習、商学部経営学科専攻科目中のトップマネジメント論及び職務分析、法学部専門教育科目中の政治史・経済政策・財政学及び社会政策、並びに、教職課程教職専門教育科目中のフランス語科教育法及びフランス語科教育実習については、1968(昭和43)年度以降における履修につき、それぞれの学部・学科の在学学生全員に適用し、第48条第2項の規定は、1968(昭和43)年度以降の履修につき、専攻科在学学生全員に適用する。

付 則 (1969(昭和44)年4月1日改正学則)

この改正学則は、1969(昭和44)年度第1年次生から適用する。ただし、神学部については、1969(昭和44)年度第3年次生から適用する。なお、次の専門教育科目については、1969(昭和44)年度以降の履修につき、それぞれの学部・学科の在学学生全員に適用する。外国語学科英語専攻の英語史、外国語学科フランス語専攻のフランス語文法・時事フランス語・フランス文学講義、経済学部の演習Ⅰ、法学部の民法Ⅴ・商法Ⅳ。

付 則 (1970(昭和45)年4月1日改正学則)

1 この改正学則は、1970(昭和45)年度入学の第1年次生から適用する。ただし、神学部については、1970(昭和45)年度入学生及び1970(昭和45)年度以降神学部に在学する全学生に適用する。

2 1970(昭和45)年4月1日改正学則第15条別表(基礎法学を除く。)は、1970(昭和45)年度法学部第2年次以上の在学学生全員にも適用する。

付 則 (1971(昭和46)年4月1日改正学則)

この改正学則は、1971(昭和46)年度入学の第1年次生及び大学院学生に適用する。

付 則 (1972(昭和47)年4月1日改正学則)

この改正学則は、1972(昭和47)年度入学の第1年次生及び大学院経営学研究科学生に適用する。ただし、神学部については1972(昭和47)年度入学生及び1972(昭和47)年度以降神学部に在学する全学生に適用する。

付 則 (1973(昭和48)年6月20日改正学則)

この改正学則は、1973(昭和48)年6月20日から施行する。

付 則 (1973(昭和48)年10月24日改正学則)

この改正学則は、1974(昭和49)年度第1年次生から適用する。

付 則（1974（昭和 49）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1974（昭和 49）年度入学の第 1 年次生から適用する。ただし、第 13 条、第 2 節の標題、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 22 条、第 26 条、第 28 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 52 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 15 条別表の標題及び第 49 条別表の標題については在學生全員にも適用する。

付 則（1975（昭和 50）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1975（昭和 50）年 4 月 1 日から施行する。

付 則（1975（昭和 50）年 9 月 12 日改正学則）

この改正学則は、1975（昭和 50）年 9 月 12 日から実施する。

付 則（1976（昭和 51）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1976（昭和 51）年度入学の第 1 年次生から適用する。

付 則（1977（昭和 52）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1977（昭和 52）年度入学の第 1 年次生から適用する。

付 則（1978（昭和 53）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1978（昭和 53）年度以降第 1 年次に入学する学生に適用する。

付 則（1979（昭和 54）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1979（昭和 54）年 4 月 1 日から施行し、適用については次による。

(1) 第 22 条改正学則は、1979（昭和 54）年度第 1 年次生から適用し、それ以前の入学生は従前の定めによる。

(2) 改正第 15 条別表の適用は次による。

(ア) 文学部児童教育学科専門教育科目（音楽リズムⅠ、音楽リズムⅡ）については 1979（昭和 54）年度第 1 年次生から適用し、それ以前の入学生については従前の定めによる。ただし、音楽リズムⅠ、音楽リズムⅡについては在學生全員に適用する。

(イ) 法学部法律学科専門教育科目（ヨーロッパ共同体法）については在學生全員に適用する。

付 則（1980（昭和 55）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1980 年（昭和 55 年）4 月 1 日から施行し、1980（昭和 55）年度入学生から適用する。ただし、第 28 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 43 条、第 45 条及び第 15 条別表の適用については次のとおりとする。

(1) 第 28 条第 2 項、第 43 条及び第 45 条の規定は在學生全員に適用する。

(2) 第 33 条第 2 項の規定は 1980（昭和 55）年度入学志願者から適用する。

(3) 第 15 条別表の適用は次のとおりとする。

(ア) 一般教育科目のうち同和問題論については在學生全員に適用する。

(イ) 文学部児童教育学科専門教育科目のうち教育制度、教育社会学、保育原理Ⅱ、児童音楽論Ⅰ、保育学特講については 1980（昭和 55 年）度第 1 年次入学生から適用する。ただし、教育社会学、保育原理Ⅱについては 1979（昭和 54）年度入学生から、教育制度、児童音楽論Ⅰについては 1978（昭和 53）年度入学生から適用する。

(ウ) 法学部法律学科専門教育科目のうち政治思想史については在學生全員に適用する。

(エ) 教職課程専門教育科目のうち同和教育論については在學生全員に適用する。

付 則（1981（昭和 56）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1981 年（昭和 56 年）4 月 1 日から施行し、1981（昭和 56）年度入学生から適用する。ただし、第 33 条第 2 項、第 64 条の 2 及び第 15 条別表の適用については次のとおりとする。

(1) 第 33 条第 2 項の規定は 1981（昭和 56）年度入学志願者から適用する。

(2) 第 64 条の 2 の規定は 1981（昭和 56）年度聴講生から適用する。

(3) 第 15 条別表の適用は次のとおりとする。

(ア) 神学部神学科専門教育科目のうち宗教哲学、実践神学 A、実践神学 B、キリスト教社会福祉学、宗教音楽学、キリスト教文学、キリスト教美術については在學生全員に適用する。

(イ) 文学部国際文化学科専門教育科目のうち哲学概論、日本史概論、世界史概論については在學生全員に適用する。

(ウ) 商学部商学科専門教育科目のうち証券論、分析会計論については在學生全員に適用する。

(エ) 商学部経営学科専門教育科目のうち分析会計論、証券論、商業史総論、日本商業史については在學生全員に適用する。

(オ) 経済学部経済学科専門教育科目のうち近代経済学、経済数学については在學生全員に適用する。

付 則（1982（昭和 57）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1982 年（昭和 57 年）4 月 1 日から施行し、1982（昭和 57）年度入学生から適用する。ただし、第 33 条第 2 項及び第 15 条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 第 33 条第 2 項の規定は 1982（昭和 57）年度入学志願者から適用する。
- (2) 第 15 条別表の適用は次のとおりとする。

文学部国際文化学科専門教育科目のうちアメリカ思想、ドイツ語学概論、中国文学概論、現代中国文学については在學生全員に適用する。

付 則（1983（昭和 58）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1983 年（昭和 58 年）4 月 1 日から施行し、1983（昭和 58）年度第 1 年次入学生から適用する。ただし、第 60 条、第 61 条及び第 15 条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 第 60 条及び第 61 条の規定は 1983（昭和 58）年度入学生から適用する。
- (2) 第 15 条別表の適用は次のとおりとする。

法学部法律学科専門教育科目のうち外書講読Ⅱについては在學生全員に適用する。

付 則（1984（昭和 59）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1984（昭和 59）年 4 月 1 日から施行し、1984（昭和 59）年度第 1 年次入学生から適用する。ただし、第 33 条第 2 項、第 60 条、第 61 条及び第 15 条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 第 33 条第 2 項の規定は 1984（昭和 59）年度入学志願者から適用する。
- (2) 第 60 条及び第 61 条の規定は 1984（昭和 59）年度入学生から適用する。
- (3) 第 15 条別表の適用は次のとおりとする。
 - (ア) 神学部神学科専門教育科目のうち、日本キリスト教史、教会史特講、牧会学Ⅰ、牧会学Ⅱ、外書講読、ラテン語、教会音楽特講Ⅰ、教会音楽特講Ⅱについては、在學生全員に、教会史、教理史については 1984（昭和 59）年度第 3 年次生から適用する。
 - (イ) 文学部国際文化学科専門教育科目のうち、ドイツ文学概論、考古学、古文書学については在學生全員に適用する。
 - (ウ) 商学部商学科専門教育科目及び商学部経営学科専門教育科目のうち、政治学原論については在學生全員に適用する。
 - (エ) 経済学部経済学科専門教育科目のうち、価格理論については在學生全員に適用する。

附 則（1985（昭和 60）年 4 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1985（昭和 60）年 4 月 1 日から施行し、1985（昭和 60）年度第 1 年次入学生から適用する。ただし、第 15 条、第 28 条第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 3、第 60 条、第 61 条、第 64 条の 2 並びに第 15 条別表「文学部児童教育学科専門教育科目」、「経済学部経済学科専門教育科目」及び「博物館学芸員課程」の適用については、次のとおりとする。

- (1) 第 15 条、第 28 条第 2 項、第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 の規定は、在學生全員に適用する。
- (2) 第 60 条及び第 61 条の規定は 1985（昭和 60）年度入学生から適用する。
- (3) 第 64 条の 2 の規定は、1985（昭和 60）年度聴講生から適用する。
- (4) 第 15 条別表「文学部児童教育学科専門教育科目」のうち、教育原理Ⅰ・Ⅱ、道德教育の研究、同和教育論、教育心理学Ⅰ・Ⅱ、国語学概論、国語表現学Ⅰ・Ⅱ、社会科総論、社会科特講、歴史学、地理学、数学概論、数学特講、理科概論、物理学概論、化学概論、地学概論、生物学概論、音楽 A（器楽初級）、音楽 A（器楽中級）、音楽 A（器楽応用）、音楽 B（声楽初級）、音楽 B（声楽中級）、音楽 C（理論）、絵画工芸 A・B、保健体育概論、体育実技Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、家庭概論、栄養学、国語教材研究、社会教材研究、算数教材研究、理科教材研究、音楽教材研究、図画工作教材研究、家庭教材研究、体育教材研究、教育実習Ⅳ、憲法及び日本芸能史については、1984（昭和 59）年度以前の入学生も修得することができる。
- (5) 第 15 条別表「経済学部経済学科専門教育科目」のうち、計画経済論については在學生全員に、その選択必修については 1985（昭和 60）年度第 3 年次生から適用する。
- (6) 第 15 条別表「博物館学芸員課程」については在學生全員に適用する。

附 則（1986（昭和 61）年 4 月 1 日改正学則）

- 1 この改正学則は、1986（昭和 61）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 2 章の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1986（昭和 61）年度第 1 次入学生から適用する。
 - (1) 第 33 条第 2 項の規定は 1986（昭和 61）年度入学志願者から適用する。
 - (2) 第 60 条及び第 61 条の規定は 1986（昭和 61）年度入学生から適用する。
 - (3) 第 15 条別表「文学部国際文化学科専門教育科目」のうち、現代アメリカ論、「商学部商学科専門教育科目」及び「商学部経営学科専門教育科目」のうち、情報処理論については在學生全員に適用する。
 - (4) 第 15 条別表「経済学部経済学科専門教育科目」のうち、厚生経済学、社会保障論については在學生全員に、その選択必修については 1986（昭和 61）年度第 3 年次生から適用する。

附 則（1987（昭和 62）年 4 月 1 日改正学則）

- 1 この改正学則は、1987（昭和 62）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1987（昭和 62）年度第 1 年次入学生から適用する。
 - (1) 第 60 条及び第 61 条の規定は 1987（昭和 62）年度入学生から適用する。
 - (2) 第 15 条別表「外国語科目」のうち、日本語については在学学生全員に適用する。
 - (3) 第 15 条別表各学部・学科・専攻の専門教育科目のうち、情報処理基礎及び情報処理応用（文学部児童教育学科においては情報処理基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ及び情報処理応用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）については在学学生全員に適用する。
 - (4) 第 15 条別表「神学部神学科専門教育科目」のうち、旧約原典、聖書外典、教義学（組織神学から科目名変更）、キリスト教哲学（宗教哲学から科目名変更）、現代神学、キリスト教教育学（宗教教育学から科目名変更）及び教会教育については在学学生全員に適用する。
 - (5) 第 15 条別表「文学部外国語学科英語専攻専門教育科目」及び「文学部国際文化学科専門教育科目」のうち、世界経済論（国際経済論から科目名変更）については在学学生全員に適用する。
 - (6) 第 15 条別表「商学部商学科専門教育科目」及び「商学部経営学科専門教育科目」のうち、管理工学（経営工学から科目名変更）、経営情報システム論（経営機械化論から科目名変更）、情報科学（情報処理論から科目名変更）、経営統計学及び世界経済論（国際経済論から科目名変更）については在学学生全員に適用する。
 - (7) 第 15 条別表「経済学部経済学科専門教育科目」のうち、国際経済学、経済発展論、世界経済論（国際経済論から科目名変更）、発展途上国経済論（低開発国経済論から科目名変更）、国際取引論、資源経済論、中国経済論、中東経済論及び外国為替論については在学学生全員に、国際経済学、経済発展論、西洋経済史、国際取引論、資源経済論、中国経済論及び外国為替論の選択必修については 1987（昭和 62）年度第 3 年次生から適用する。
 - (8) 第 15 条別表「法学部法律学科専門教育科目」のうち、地方自治法及び刑事政策については在学学生全員に適用する。関連科目については、在学学生も 8 単位以上修得しなければならない。

附 則（1988（昭和 63）年 4 月 1 日改正学則）

- 1 この改正学則は、1988（昭和 63）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1988（昭和 63）年度第 1 年次入学生から適用する。
 - (1) 第 33 条第 2 項の規定は、1988（昭和 63）年度入学志願者から適用する。
 - (2) 第 61 条第 2 項の規定は、1988（昭和 63）年度入学生から適用する。
 - (3) 第 15 条別表「神学部神学科専門教育科目」のうち、旧約概論（旧約緒論から科目名変更）、新約概論（新約緒論から科目名変更）、キリスト教史（教会史から科目名変更）、牧会学（牧会学Ⅰから科目名変更）、教理史（単位数変更）、キリスト教文学（単位数変更）、キリスト教美術（単位数変更）、総合人間学、オリエント学、西洋古典学、卒業論文、世界の宗教、文化人類学、西洋美術史、教育哲学、臨床心理学、カウンセリング、世界経済事情、政治思想史、スピーチ及び英会話については、在学学生全員に適用する。
 - (4) 第 15 条別表「経済学部経済学科経済学専攻専門教育科目」のうち、近代経済学実習、経済政策Ⅰ（経済政策総論から科目名変更）、経済政策Ⅱ、日本経済事情、地域開発論、資源貿易論（資源経済論から科目名変更）、社会政策（社会政策総論から科目名変更）、銀行論及び証券論については在学学生全員に適用する。

附 則（1988（昭和 63）年 7 月 6 日改正学則）

この改正学則は、1988（昭和 63）年 7 月 6 日から施行する。

附 則（1989（平成元）年 4 月 1 日改正学則）

- 1 この改正学則は、1989（平成元）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1989（平成元）年度第 1 年次入学生から適用する。
 - (1) 第 33 条第 2 項の規定は、1989（平成元）年度入学志願者から適用する。
 - (2) 第 61 条第 2 項の規定は、1989（平成元）年度入学生から適用する。
 - (3) 第 64 条の 2 の規定は、1989（平成元）年度聴講生から適用する。
 - (4) 別表第 1 の 10「経済学部経済学科経済学専攻専門教育科目」のうち、経済英語（経済英語Ⅰから科目名変更）については、選択必修の部分を除き、1989（平成元）年度第 2 年次生から適用する。
 - (5) 別表第 1 の 11「経済学部経済学科国際経済学専攻専門教育科目」のうち、経済英語（経済英語Ⅰから科目名変更）及び商業英語（経済英語Ⅱから科目名変更）については、1989（平成元）年度第 2 年次生から適用する。
 - (6) 別表第 1 の 12「法学部法律学科専門教育科目」のうち、労使関係法Ⅰ（労働法Ⅰから科目名変更）及び労使関係法Ⅱ（労働法Ⅱから科目名変更）については、在学学生全員に適用する。

附 則（1989（平成元）年 7 月 1 日改正学則）

この改正学則は、1989（平成元）年 7 月 1 日から施行する。

附 則（1990（平成2）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1990（平成2）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1990（平成2）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第60条第2項の規定は、1990（平成2）年度入学生から適用する。
 - (2) 第61条第2項の規定は、1990（平成2）年度入学生から適用する。
 - (3) 別表第1の2「神学部神学科専門教育科目」については、在学生全員に適用する。
 - (4) 別表第1の6「文学部児童教育学科専門教育科目」のうち、特別活動の研究、教育相談、数学概論Ⅱ、数学概論Ⅲ、理科概論Ⅱ、理科概論Ⅲ、理科概論Ⅳ、生活科概論、音楽D（電子楽器奏法）、音楽E（合奏または合唱）、生活教材研究、保育課程総論Ⅰ及び保育指導研究法については、在学生全員に適用する。
 - (5) 別表第1の7「文学部国際文化学科専門教育科目」のうち、聖書学（聖書学特講から科目名変更）、フランス近代史、フランス近代美術、アメリカ史、ドイツ近代史、ドイツ演劇、フランス事情、ドイツ事情、日本思想、中国史、日本史特講Ⅰ・Ⅱ、日本文学史（日本文学思潮から科目名変更）、日本文学概論（国文学から科目名変更）、日本近代文学（現代日本文学概論から科目名変更）、日本文学作品研究Ⅰ・Ⅱ、中国事情、特殊講義、宗教学、イギリス史、イギリス文学史、アメリカ文学史、フランス文学概論、フランス文学史、経済地理、中国経済論、韓国経済論、東南アジア経済論、アメリカ経済論、憲法、政治史、政治思想史及び法哲学については、在学生全員に適用する。
 - (6) 別表第1の8「商学部商学科専門教育科目」及び別表第1の9「商学部経営学科専門教育科目」のうち、宗教学については、在学生全員に適用する。
 - (7) 別表第1の10「経済学部経済学科経済学専攻専門教育科目」のうち、日本経済論の選択必修については、1990（平成2）年度第3年次生から適用する。
 - (8) 別表第1の12「法学部法律学科専門教育科目」のうち、比較憲法、社会学原論（社会学から科目名変更）及び宗教学については、在学生全員に適用する。
 - (9) 別表第1の13「教職課程」のうち、教科外活動の研究、教育カウンセリング及び視聴覚教育については、1989（平成元）年度以前の入学生も選択科目として履修することができる。

附 則（1991（平成3）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1991（平成3）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1991（平成3）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第28条第2項の規定は、1990（平成2）年度第1年次入学生から適用する。
 - (2) 第61条第2項の規定は、1991（平成3）年度入学生から適用する。
 - (3) 別表第1の2「神学部神学科専門教育科目」のうち、西洋文化史、日本文化史、西洋中世哲学思想、アメリカ思想、近代思想及び倫理思想史については、在学生全員に適用する。
 - (4) 別表第1の7「文学部国際文化学科専門教育科目」、別表第1の8「商学部商学科専門教育科目」、別表第1の9「商学部経営学科専門教育科目」及び別表第1の10「経済学部経済学科経済学専攻専門教育科目」については、1990（平成2）年度第1年次入学生から適用する。
 - (5) 別表第1の11「経済学部経済学科国際経済学専攻専門教育科目」のうち日本文化史、日本芸能史、西洋文化史、アメリカ史、中国近代史、人文地理学、自然地理学及び地誌学については、1991（平成3）年度第2年次生から適用し、卒業論文については、在学生全員に適用する。
 - (6) 別表第1の12「法学部法律学科専門教育科目」及び別表第1の13「教職課程」については、1990（平成2）年度第1年次入学生から適用する。

附 則（1991（平成3）年10月1日改正学則）

この改正学則は、1991（平成3）年10月1日から施行する。

附 則（1992（平成4）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1992（平成4）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1992（平成4）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第33条第2項の規定は、1992（平成4）年度入学志願者から適用する。
 - (2) 第60条第2項の規定は、1992（平成4）年度入学生から適用する。
 - (3) 第61条第2項の規定は、1992（平成4）年度入学生から適用する。
 - (4) 別表第1の5「文学部外国語学科フランス語専攻専門教育科目」については、1991（平成3）年度第1年次入学生から適用する。
 - (5) 別表第1の6「文学部児童教育学科専門教育科目」のうち、認知心理学Ⅰ、認知心理学Ⅱ、スポーツ科学概論、スポーツ健康論、スポーツ技術論、生涯スポーツ方法論、スポーツ史及び保育指導方法論については、在学生全員に適用する。

附 則（1993（平成5）年1月13日改正学則）

この改正学則は、1993（平成5）年1月13日から施行する。

附 則（1993（平成5）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1993（平成5）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1993（平成5）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第33条第2項の規定は、1993（平成5）年度入学志願者から適用する。
 - (2) 第60条第2項の規定は、1993（平成5）年度入学者から適用する。
 - (3) 第64条の2の規定は、1993（平成5）年度聴講生から適用する。
 - (4) 別表第1の8「商学部商学科専門教育科目」のうち、経営思想論（経営学史から科目名変更）については、在学生全員に適用する。
 - (5) 別表第1の9「商学部経営学科専門教育科目」のうち、マーケティング論については、1993（平成5）年度第3年次生から適用し、経営思想論（経営学史から科目名変更）については、在学生全員に適用する。
 - (6) 別表第1の10「経済学部経済学科経済学専攻専門教育科目」のうち、産業組織論の選択必修については、在学生全員に適用する。
 - (7) 別表第3は、1993（平成5）年度入学者から適用する。

附 則（1994（平成6）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1994（平成6）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1994（平成6）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第54条及び第55条は、1994（平成6）年度科目等履修生及び聴講生から適用する。
 - (2) 別表第3は、1994（平成6）年度入学者から適用する。

附 則（1995（平成7）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1995（平成7）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1995（平成7）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第12条及び第14条は、在学生全員に適用する。
 - (2) 別表第1の7「商学部商学科」及び第1の8「商学部経営学科」は、1994（平成6）年度第1年次入学生から適用する。
 - (3) 別表第3は、1995（平成7）年度入学生から適用する。

附 則（1996（平成8）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1996（平成8）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1996（平成8）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第33条第2項の規程は、1996（平成8）年度入学志願者から適用する。
 - (2) 別表第1の1は、1996（平成8）年度第1年次入学生から適用する。ただし、臨床心理学（単位数を4単位から2単位へ変更）については、在学生全員に適用する。
 - (3) 別表第1の10は、1996（平成8）年度第1年次入学生から適用する。ただし、比較経済体制論（計画経済論から科目名変更）、国際銀行論（国際銀行業務から科目名変更）については、在学生全員に適用する。また、ヨーロッパ経済論については、1994（平成6）年度の在学生から全員に適用する。
 - (4) 別表第3は、1996（平成8）年度入学生から適用する。

附 則（1997（平成9）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1997（平成9）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1997（平成9）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第20条（9）専攻科目の修得単位に係わる規定は、1996（平成8）年度第1年次入学生から適用する。
 - (2) 別表第1の9「経済学部経済学科経済学専攻」のうち、経済原論A・Bの必修、選択必修、選択（無印）及び専攻科目の総単位数と必修単位数については、1996（平成8）年度第1年次入学生から適用する。
 - (3) 別表第1の10「経済学部経済学科国際経済学専攻」のうち、経済原論A・Bの必修、選択必修、選択（無印）及び専攻科目の必修単位数と選択必修単位数については、1996（平成8）年度第1年次入学生から適用する。
 - (4) 別表第3は、1997（平成9）年度入学生から適用する。

附 則（1998（平成10）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1998（平成10）年度第1年次入学生から適用する。
- (1) 第13条の規定は、在學生全員に適用する。
 - (2) 第60条第2項の規定は、1998（平成10）年度入学生から適用する。
 - (3) 別表第1の9「経済学部経済学科経済学専攻」及び別表第1の10「経済学部経済学科国際経済学専攻」のうち、時事中国語Ⅰ・Ⅱ、経済情報処理実習、英語実習及び簿記実習については、在學生全員に適用する。
 - (4) 別表第3は、1998（平成10）年度入学生から適用する。

附 則（1999（平成11）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、1999（平成11）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、1999（平成11）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第28条の2の規定は、在學生全員に適用する。
 - (2) 第41条の2の規定は、1999（平成11）年度編入学志願者から適用する。
 - (3) 別表第1の7「商学部商学科」及び別表第1の8「商学部経営学科」のうち会計情報システム論は在學生全員に適用する。また、別表第1の9「経済学部経済学科経済学専攻」及び別表第1の10「経済学部経済学科国際経済学専攻」のうち環境政策については在學生全員に適用し、医療経済学については1999（平成11）年度第3年次生から適用する。
 - (4) 別表第3は、1999（平成11）年度入学生から適用する。

附 則（2000（平成12）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、2000（平成12）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2000（平成12）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第18条の規定は、2000（平成12）年度転入学又は編入学者から適用する。
 - (2) 第60条第2項の規定は、2000（平成12）年度入学者から適用する。
 - (3) 別表第3は、2000（平成12）年度入学生から適用する。

附 則（2001（平成13）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、2001（平成13）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2001（平成13）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第15条の規定は、在學生全員に適用する。
 - (2) 第28条の4の規定は、在學生全員に適用する。
 - (3) 別表第1の5「文学部児童教育学科」のうち介護概論、福祉教育論、障害児教育論については、在學生全員に適用する。
 - (4) 別表第3は、2001（平成13）年度入学生から適用する。

附 則（2002（平成14）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、2002（平成14）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2002（平成14）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第15条第4項の規定は、神学部、文学部児童教育学科、文学部国際文化学科、商学部、法学部の在學生全員に適用する。
 - (2) 第30条の2の規定は、神学部、文学部英文学科、文学部外国語学科英語専攻、文学部外国語学科フランス語専攻、文学部児童教育学科、文学部国際文化学科、法学部の在學生全員に適用する。
 - (3) 第31条及び第41条の2の規定は、2002（平成14）年度入学志願者から適用する。
 - (4) 第44条の規定は、2002（平成14）年度専攻科在學生から適用する。
 - (5) 別表第1の1「神学部神学科」、別表第1の2「文学部英文学科」、別表第1の3「文学部外国語学科英語専攻」、別表第1の4「文学部外国語学科フランス語専攻」及び別表第1の6「文学部国際文化学科」のうち海外語学学修Ⅰ、海外語学学修Ⅱについては、在學生全員に適用する。
 - (6) 別表第3は、2002（平成14）年度入学生から適用する。

附 則（2003（平成15）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、2003（平成15）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2003（平成15）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第15条第4項の規定は、神学部、文学部英文学科、文学部外国語学科、文学部児童教育学科、文学部国際文化学科、商学部、法学部の在學生全員に適用する。
 - (2) 第28条の規定は、文学部社会福祉学科の在學生のうち高等学校教諭一種免許状（公民、福祉）を取得しようとする者についても適用することができる。
 - (3) 第30条の2の規定は、神学部、文学部英文学科、文学部外国語学科英語専攻、文学部外国語学科フランス語専攻、文

学部児童教育学科、文学部国際文化学科、商学部、法学部の在学学生全員に適用する。

- (4) 第63条第2項ただし書きは、2003（平成15）年度入学手続完了者から適用する。
- (5) 別表1の7「文学部社会福祉学科」のうちⅢ 教職課程履修者のための科目については、在学学生全員に適用する。
- (6) 別表第1の8「商学部商学科」及び別表第1の9「商学部経営学科」のうちグローバル・スタディ特殊講義、海外語学学修Ⅰ、海外語学学修Ⅱについては、在学学生全員に適用する。
- (7) 別表第1の10「経済学部経済学科経済学専攻」のうち経済地理については、2002（平成14）年度第1年次入学生から適用する。
- (8) 別表第1の11「経済学部経済学科国際経済学専攻」のうちアメリカ経済論については、2002（平成14）年度第1年次入学生から適用する。
- (9) 別表1の14「教職課程」については、文学部社会福祉学科の在学学生全員に適用する。
- (10) 別表第3は、2003（平成15）年度在学学生全員に適用する。

附 則 （2004（平成16）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、2004（平成16）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2004（平成16）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 別表第1の1「神学部神学科」のうちⅢ共通科目(A)共通基礎科目については、在学学生全員に適用する。
 - (2) 別表第1の11「経済学部経済学科国際経済学専攻」のうち韓国経済論、東南アジア経済論、中東経済論及びヨーロッパ経済論については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 別表第1の11「経済学部経済学科国際経済学専攻」のうち資源貿易論については、2002（平成14）年度第1年次入学生から適用する。
 - (4) 別表第3は、2004（平成16）年度在学学生全員に適用する。

附 則 （2004（平成16）年7月1日改正学則）

この改正学則は、2004（平成16）年7月1日から施行する。

附 則 （2005（平成17）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、2005（平成17）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2005（平成17）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第2条、第3条及び第28条第2項の規定は、在学学生全員に適用する。
 - (2) 第19条及び第20条の学部学科名称については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 第28条の2の規定は、人間科学部児童教育学科の在学学生全員に適用する。
 - (4) 別表第1の8「経済学部経済学科」、別表第1の9「経済学部国際経済学科」、別表第1の12「人間科学部児童教育学科」及び別表第1の13「人間科学部社会福祉学科」の学部学科名称については、在学学生全員に適用する。
 - (5) 別表第1の14「教職課程」の社会科・地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ、社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ及び(注)2については、在学学生全員に適用する。
 - (6) 別表第3は、2005（平成17）年度在学学生全員に適用する。

附 則 （2005（平成17）年7月1日改正学則）

この改正学則は、2005（平成17）年7月1日から施行する。

附 則 （2006（平成18）年4月1日改正学則）

- 1 この改正学則は、2006（平成18）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2006（平成18）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第2条及び第28条第2項の規定は、在学学生全員に適用する。
 - (2) 第3条、第19条及び第20条の学部学科名称については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 別表第1の1「神学部神学科」のうち教理史C及び教理史Dについては、在学学生全員に適用する。
 - (4) 別表第1の1「神学部神学科」から別表第1の13「国際文化学部国際文化学科」までのうち情報処理基礎については、在学学生全員に適用する。ただし、別表第1の6「商学部経営学科」は除く。
 - (5) 別表第1の3「文学部外国語学科英語専攻」のうち英語演習Ⅲ及びスピーキングスキルⅢについては、在学学生全員に適用する。
 - (6) 別表第1の5「商学部商学科」及び別表第1の6「商学部経営学科」のうち貿易史、簿記会計史及び国際経営史については、在学学生全員に適用する。
 - (7) 別表第1の13「国際文化学部国際文化学科」の学部学科名称については、在学学生全員に適用する。
 - (8) 別表第1の14「教職課程」のうち情報機器の操作については、在学学生全員に適用する。

(9) 別表第3は、2006（平成18）年度在学学生全員に適用する。

附 則（2006（平成18）年11月27日改正学則）

この改正学則は、2006（平成18）年11月27日から施行する。

附 則（2007（平成19）年4月1日改正学則）

- 1 この学則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、2007（平成19）年度第1年次入学生から適用する。ただし、別表第1の1「神学部神学科」のうちフェミニスト神学については、在学学生全員に適用する。

附 則（2008（平成20）年4月1日学則）

この学則は、2008（平成20）年4月1日から施行し、2008（平成20）年度第1年次入学生から適用する。ただし、第1条については、在学学生全員に適用する。

附 則（2009（平成21）年4月1日学則）

この学則は、2009（平成21）年4月1日から施行し、2009（平成21）年度第1年次入学生から適用する。ただし、第37条、第61条の2及び第63条の規定並びに別表第3は、在学学生全員に適用する。

附 則（2009（平成21）年5月25日改正学則）

- 1 この学則は、2009（平成21）年5月25日から施行し、2009（平成21）年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学則の規定は、2009（平成21）年度入学生から適用する。

附 則（2010（平成22）年4月1日学則）

- 1 この学則は、2010（平成22）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、2010（平成22）年度第1年次入学生から適用する。ただし、別表第1の14「教職課程」のうち、免許法施行規則第66条の6に定める科目の廃止については、2009（平成21）年度第1年次入学生から適用する。

附 則（2011（平成23）年4月1日学則）

- 1 この学則は、2011（平成23）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2011（平成23）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第15条第4項の規定は、在学学生全員に適用する。
 - (2) 別表第1の12「人間科学部社会福祉学科」のうちソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅴについては、2009（平成21）年度及び2010（平成22）年度入学生のみ各2単位とし、2009（平成21）年4月1日から適用する。
 - (3) 別表第1の12「人間科学部社会福祉学科」のうち介護実習については、2008（平成20）年度第1年次入学生から適用する。

附 則（2011（平成23）年7月1日改正学則）

この学則は、2011（平成23）年7月1日から施行する。

附 則（2012（平成24）年4月1日学則）

- 1 この学則は、2012（平成24）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2012（平成24）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 別表第1の5「商学部商学科」及び別表第1の6「商学部経営学科」のうち国際会計論Ⅰ・Ⅱについては、在学学生全員に適用する。
 - (2) 別表第1の7「経済学部経済学科」及び別表第1の8「経済学部国際経済学科」のうち国際経済開発論については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 別表第1の16については、2012（平成24）年度入学生から適用する。

附 則（2013（平成25）年4月1日学則）

この学則は、2013（平成25）年4月1日から施行し、2013（平成25）年度第1年次入学生から適用する。

附 則（2014（平成26）年4月1日学則）

- 1 この学則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2014（平成26）年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第18条第2項、第20条の2及び第27条第2項の規定は、2012（平成24）年度第1年次入学生から適用する。

- (2) 第37条第3項、第60条第2項、第61条第1項、第61条第2項、第62条第1項、第63条及び第64条の規定は、2014(平成26)年度入学生から適用する。
- (3) 第64条の2第2項の規定は、2014(平成26)年度科目等履修生及び聴講生から適用する。
- (4) 別表第1の14「国際文化学部国際文化学科」のうち実用韓国語A・Bについては、在学生全員に適用する。
- (5) 別表第3及び別表第5は、2014(平成26)年度在学生全員に適用する。

附 則(2015(平成27)年4月1日学則)

- 1 この学則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2015(平成27)年度第1年次入学生から適用する。
 - (1) 第33条第2項から第4項までの規定は、2015(平成27)年度入学志願者から適用する。
 - (2) 別表第3及び別表第5は、在学生全員に適用する。

附 則(2016(平成28)年4月1日学則)

この学則は、2016(平成28)年4月1日から施行し、2016(平成28)年度第1年次入学生から適用する。ただし、第1条については、在学生全員に適用する。

附 則(2017(平成29)年4月1日学則)

この学則は、2017(平成29)年4月1日から施行し、2017(平成29)年度第1年次入学生から適用する。